

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成15年11月27日開催

国民に期待される裁判所になるための諸方策

- 1 開催日時 11月27日(木)午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 旭川地方裁判所5階大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 猪狩正文, 井口実, 伊藤進, 遠藤浩一(兼務), 片山礼子, 工藤一夫(兼務), 田中直宏, 中路義彦(兼務), 中村元弥, 堀博子(兼務)
 - 家裁委員 遠藤浩一(兼務), 叶内初子, 工藤一夫(兼務), 小檜山俊介, 芝木美沙子, 瀬川卓男, 谷口孝男, 中路義彦(兼務), 堀博子(兼務), (菅沼和歌子 - 欠席)
 - 事務局 吉田修地家裁事務局長, 門野賢蔵民事首席書記官, 秦成器刑事首席書記官, 仁平総首席家裁調査官, 小才度富健家裁首席書記官, 遠藤清典地裁事務局次長, 大松泉家裁事務局次長, 前村唯之地裁総務課長, 菅野晶子家裁総務課長, 大橋里美地裁総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 委員自己紹介
 - (4) 委員長の選出

委員会の趣旨から法律家以外の方が委員長になるのがよいと思われるが, そうでない場合には, 私が委員長に立候補したいと考えている。

昨年, 私が家裁委員会で委員長をやったが, 諸般の事情を考えると委員長

は、所長が良いのではないかと考えている。

委員会までの準備の関係で、事務局との連携が必要となること、皆さん方の自由な意見を裁判所の運営に反映させるという委員会の趣旨を考えると、皆さんの意見を直接受け止めて裁判所の運営に反映させる立場にある所長が委員長になられるのが適切ではないかと考える。

昨年 委員が委員長をやられたのなら、委員が委員長でいいのではないか。

昨年1年だけということまで委員長を引き受けた。今年は家裁委員会のみでなく、地裁委員会も兼ねているので私には大役すぎてできない。委員長は辞退させていただきたい。

地・家裁委員会規則第2条からして、この委員会は諮問委員会である。委員会は、裁判所の諮問に応ずるとともに、裁判所に対し意見を申し述べる機関である。委員会の制度趣旨からすると、委員会の委員長を所長がやるのはどうなのかわかれる。

形式的にみれば、諮問する側と諮問される側が同じというのはおかしいかもしれない。しかし、所長がこの委員会の委員になられている限り、委員会として裁判所に意見を述べなくとも、実際には所長の耳には届いているということだ。この委員会の実質は皆さんの意見を活発に出してもらおうということであれば、所長が委員長でも一向に差し支えないと思う。また、他の委員が委員長ということであれば、負担をかけることになる。

大勢の意見が所長となっているので、所長でいいのではないかとと思う。

(所長が委員長になることで合意。互選された。)

(5) 議事等の公開について

議事等の公開について、裁判所側の意見としては、この委員会は自由闊達に忌憚のない意見を伺う場ということから、議事については非公開とさせていただきたい。ただ、議事概要については、各委員の名前が特定できな

いような形で裁判所のホームページ等で公開していきたい。

委員の中には報道関係の人もいるので、個人的には報道関係の人には公開しても良いのではないか。

議事の結果については、プライバシーに関する部分は除外し、原則として氏名も含めて公開すべきでないか。市民が関心を持っていることを考えると、どういう人が委員になって、どういうことが話されているか公開すべきと思う。自分の意見に責任を持つという意味でも公開すべきではないかと思う。

個人の立場で気軽に発言してほしいとの趣旨からは、公開されるのはどうかなと思う。公開されるとなると発言しづらくなる。

市でも委員会の中の人で十分検討した上で原則公開している。選ばれた委員としての外への発言の重さを取るべきだ。そういう任務を負っていると考えている。

ここで議論された意見を最終的に公開すれば良いのではないか。個々の委員が特定される形でどういう発言をしたかということまで公開する必要はないと思う。

議事は非公開で、しかし、議事の結果は公開していいと思う。

議事概要の公開の仕方については、ホームページ、あるいはペーパー化して配布するなどして公開したいと思う。しかし、議事概要において氏名を特定するか否かについては、1人でも消極の人がいれば、その意見を尊重すべきではないか。

議会の公開とは違うと思う。議会では、自分が言ったことを知ってもらわなければならない。

議事の結果における氏名の公表については、1人でも消極な人がいれば、それを尊重することで構わない。

先日、市の男女共同参画の委員会に出たが、公開だった。公開だと委員が

ものを言わないかということ、そんなことはない。最近の自治体では、議事の公開は当たり前のことだ。裁判所も公開の流れに乗るべきと思う。

議事を公開しなくても、議事概要を公開することで外部に対する関係では意味があると思う。しかし、議事概要に名前を出すことのメリット、デメリットを考えるとデメリットが多いのではないか。

(委員会の議事は非公開、議事の結果は発言者の名前を伏せて公開とすることで合意)

委員会で話したことの守秘義務はどうなるのか。

ここで出た話が外部に出て直ちに困ることはない。しかし、プライバシーに関わるような話が出た場合は、公言を避けてもらうことになる。

原則公開で構わない。委員会の性格はどの程度浸透されているのか。昨年の家裁委員会だよりをみると、かなり詳細に書かれている。こういう形で報道機関に出るのは仕方ないのではないか。

議事の結果は誰が作るのか。昨年発行された「家裁委員会だより」のように詳細な内容のものになるのか。事務局が作成した議事の結果に対し、委員が異議を述べる機会が与えられるのか。

議事概要の作成については、裁判所にお任せ願いたい。

ホームページに載るなら、自分の発言がどう書かれているのか知らせてもらいたい。例えば、作成した議事概要をファクシミリで各委員に送信し、即日それに対する意見をファクシミリで返信するくらいのやりとりであれば、事務局でもそれほど手間ではないと思う。

議事概要の作成については、信頼して裁判所に任せていいのではないか。

「自分はいい意見を言ったのに、載っていない。」などと言われては困る。

(議事概要の作成は、裁判所に任せることで合意)

- (6) 意見交換テーマ「国民に期待される裁判所になるための諸方策」について
本日の意見交換テーマについて、どの観点からでも結構なのでご意見をい

ただきたい。

裁判所については知らないことが多い。先日、裁判所見学をして初めて内容が分かりいい勉強になった。裁判所は正悪を判断する責任の重さを感じた。見学された方からは、「裁判所は入りづらく圧力感があり、足が重いところと思っていたが、見学後は、内容がよく分かったので、今度何かあったときには相談に行ってみたい。」という感想が聞かれた。

裁判所が自ら一生懸命に宣伝する必要はないと思う。一般市民にとって、身近にあるのは弁護士だと思う。裁判所が自ら相談を受けると弁護士の仕事を取ることになる。今は、裁判所というパブリックと弁護士というプライベートがうまく共存しているように思う。裁判所が日常的に積極的に宣伝する必要があるかどうか疑問である。

弁護士だけ宣伝すればいいのかということもある。弁護士は金がかかるといことで、ニーズをすべてすくい上げられない。そういう人には、直接裁判所へ行ってもらふことになる。裁判所のイメージが良くなって、市民の方が気軽に裁判所を訪れることは弁護士にとっても悪いことではない。

裁判所が相談を手広くやるとなると、今の人員で対応できるのか。

裁判所が相談を受けた場合、裁判所として答えられるのは、裁判所にはどのような手続が用意されているのか、その手続の特長はどのようなものなのかという、いわば手続相談に限られている。当事者としてどのような手続を選択したらいいのか、勝つためにはどうしたらいいのかという相談には応じていない。裁判所の相談は、弁護士や司法書士の相談とは異なるところがある。

裁判所には和解や調停の手続もある。裁判所の手続に関する知識がない人は、どうしようもなくなってから恐る恐る来るといことや、裁判所から呼び出されたといことで悪人扱いのように意識される方もいる。こうしたことが起こらないよう裁判所のことを皆さんによく知ってもらいたい。

テレビの法律相談番組などを見て、一緒に考えられることがある。私もよくわからないが、そうではないという広報活動が必要かなと思う。

私も今日初めて裁判所に入った。委員になったことで旭川地裁のホームページも見た。ホームページに関しては、キーワードで検索できるようになると利用しやすいのではないか。もう少しホームページを充実させてほしい。

また、ホームページを見て、裁判所がビデオテープの貸出を行っていることを初めて知った。小、中、高校向けの情報発信があってもいいと思う。学校教育の中で体験できると親にも広がっていくと思う。

傍聴について、裁判官から傍聴後、検察官も残ってほしいと言われて、残って傍聴人に説明したことがある。要請があればいつでも引き受ける。ただ、強姦事件など傍聴してほしくない事件もあるので、法廷傍聴が予定されている場合には事前に検察官にも問い合わせてもらいたい。

弁護士もそのまま残って質問を受けた。傍聴を断ることはできないが、傍聴席が満員だと、証人があがってしまうこともあるので事前情報として知らせていただきたい。

情報発信の件だが、大人たちは忙しい日常を送っていて活字を読むことが少ない。団体に対して発信してもらえれば、団体から個人に発信することができて効果的である。団体をうまく活用していただきたい。

裁判所に足を向ける人は少ない。出張して出前講座をしてもらえるとありがたい。裁判所が直接団体の方に出向くことで、一度に何十人もの人に裁判所の情報が伝わることになる。裁判所が学校に出向いて講義することも一つの効果があると思う。知人が裁判所の不動産情報でマンションを買ったと言っていたが、そういうことを知らない人が多いと思う。また、旭川の裁判所のホームページを見るためには、最高裁のホームページからアクセスするようになっている。旭川独自のアドレスを作るなどして、もっとホームページにアクセスしやすいような工夫をしてほしい。

税務署も同じようなことをやっている。税金のことでテレホンタックスアンサーというのが参考になると思う。

旭川では出前講座は行われていないが、すでに実施されている裁判所もある。出前講座は検討事項だと思う。

裁判所のイメージは、堅い、国民と距離がある、いいことでは来ない、わが国の裁判は時間がかかると思う。裁判所について知らせるためには、今日のこのような会を含めて取材制約が多い。みんなに知ってもらえるように門戸開放してもらえればと思う。今日のこの会を含めて公開してほしい。

裁判所にはマスコミ対応窓口はあるのか。

総務課が対応する。場合によっては、所長が対応することもある。

以前の裁判所は、マスコミに対する情報公開は遅れていた。判決の要旨は、長い裁判が終わってから1階の総務課で交付されるのは1部だけだった。カメラは御法度で、カメラを持っているだけで取り上げられた。現在はどうかと記者に聞いたら、旭川はとてもいいという。判決要旨は記者クラブまで持ってきてくれるし、コピーもくれる。取材にも応じてくれるということなので、裁判所も日々変わっているかなと感じている。法廷内取材についても、当時はテレビカメラが入ることは許されなかったのが、今は、条件付きではあるが頭撮りで、空の法廷だけでも見られるようになった。ただ、刑事事件の中ですべてカメラで写すとは言わないが、行政訴訟などで当事者も出たいという場合は積極的に写させてほしい。市民にとっては、こうした方法の方が出前講座よりも、もっと分かりやすく裁判の仕組みを知ることができると思う。こういう意見がマスコミの中にあることをホームページ掲載の議事概要中に載せてほしい。

わが国の裁判は時間がかかると言われたが、その関係で、次回は、裁判の審理期間の現状等について説明したい。テーマについても、こちらで検討してご連絡したい。

委員からテーマを出してもいいのか。

テーマを出していただいても構わないが、基本的にはこちらで検討させていただきたい。

地裁委員会・家裁委員会は、今後も合同でやるのか。旭川くらいの規模でも、別々にやっているところもある。地方裁判所と家庭裁判所は裁判所の性格が違うものである。裁判員制度など地裁の検討事項と人訴移管など家裁の検討事項は別なので、それぞれ取り上げるテーマも異なってくるだろう。できれば別々に開催してほしい。また、行政などでは市民の意見を聞きたい時には、ホームページなどに掲載して意見を求めることがある。将来的な課題として、そのような方法も検討していただきたい。

次回も合同でやりたい。開催は年に2回くらいを考えている。次回期日及び次回テーマは追って連絡させていただくこととする。

(7) 閉会の言葉